

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第10号

配水本管第149工区外布設替工事の条件付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成29年4月10日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

1 入札対象工事

(1) 工事名

配水本管第149工区外布設替工事

(2) 工事場所

坂戸市大字萱方、大字成願寺、大字小山地内

(3) 設計金額

金394,524,000円也

(4) 工期

契約締結日から平成30年3月2日まで

(5) 工事概要

DCIP GX形 φ300 L=1,845.2m

DCIP GX形 φ200 L= 133.6m

DCIP GX形 φ150 L= 3.0m

DCIP GX形 φ100 L= 55.0m

HPPE φ100 L=1,803.5m

DCIP GX形 (ドレーン) φ150
L= 11.0m

付帯工事 一式

2 入札の日時及び場所

(1) 入札日

平成29年5月26日 (金)

(2) 入札時刻

午後1時30分

(3) 入札場所

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 石井水処理センター会議室（坂戸市大字石井1336番地）

3 入札に参加できる者の形態
単体企業とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 告示日から入札日までの期間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日から入札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 告示日から入札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 告示日から入札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 告示日から入札日までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (6) 平成29・30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、管工事業又は水道施設工事業のいずれかの業種で登載されている者であること。
- (7) 入札参加申込書の提出時において、資格者名簿に登載された管工事業又は水道施設工事業の業種が、入札日から1年7か月前の日以降の日（最新の審査基準日）を審査基準とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ、総合評定値（P）が850以上の者であること。

5 契約の条件等

坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程及び当企業団建設工事標準請負契約約款等については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>）及び庶務課財政担当において閲覧することができる。

6 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布

設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布は、次のとおり行うものとする。

(1) 閲覧及び配布の方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>）に掲

載する。

(2) 閲覧及び配布の期間（ホームページ掲載期間）

平成29年4月12日（水）から平成29年4月24日（月）まで

(3) その他

ホームページが見られない等の理由により、設計図書等及び入札参加申込書等の閲覧、貸出、配布を紙で希望する場合は、事前に庶務課財政担当に連絡し、指示を受けること。

7 入札参加申込

設計図書等の内容を確認した後、入札参加を希望する者は参加申込書に必要な書類を添付のうえ、次に掲げる場所及び期間に直接持参して申込を行わなければならない。

なお、入札保証金の免除を受けようとする者は、入札参加申込書と同時に申請すること（「13 入札保証金の免除」参照）。

(1) 申込場所

坂戸、鶴ヶ島水道企業団事務所2階庶務課財政担当窓口

(2) 申込日時

平成29年4月24日（月）

午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 資格審査

入札参加を希望する者の参加資格は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団条件付一般競争入札参加資格審査会が審査する。

(2) 資格の決定

入札参加希望者の資格を審査した後、その結果を全ての入札参加希望者に次に掲げる方法により通知するものとする。

ア 通知方法

平成29・30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格審査申請書に記載のあったメールアドレス宛に、電子メールを送付するものとする。

イ 通知日

平成29年5月15日（月）

ウ 注意事項

アで送付のあった結果通知は入札時に持参し、受付に提示するものとする。

9 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成29年5月16日（火）（ただし、

正午から午後1時を除く。)までに庶務課財政担当に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

10 設計図書等の内容に対する質疑及び回答

(1) 設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を直接持参して行うものとし、郵送及び伝送は認めないものとする。なお、質問書は、「6 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布」により、ホームページからダウンロードした資料内に含まれている、企業団指定の様式を使用すること。

ア 提出先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団事務所2階庶務課財政担当窓口

イ 質疑提出日時

平成29年4月24日(月)

午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)

(2) 質疑に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団事務所1階掲示板に掲示及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載する。

イ 回答掲示期間

平成29年5月15日(月)から平成29年5月26日(金)まで

11 最低制限価格

設定する。

12 入札保証金

(1) 入札保証金は、当企業団契約事務規程第23条の規定に定めるところにより、見積もった契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額以上の金額)の100分の5以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。)の入札保証金を次のとおり納付しなければならない。

(2) (1)の入札保証金は、入札の終了後これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するものとする。

(3) (2)のただし書きの入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(4) (1)の入札保証金の納付に代えて担保とすることができるものは、当企業団契約事務規程第25条及び第7条の規定による。

(5) 入札保証金納付日時

平成29年5月26日(金)

午前8時30分から正午まで

(6) 入札保証金納付場所

坂戸、鶴ヶ島水道企業団事務所 2階庶務課会計担当

13 入札保証金の免除

当企業団契約事務規程第24条の規定に該当し、入札保証金の免除を受けようとする者は、6で配布された入札保証金免除申請書に必要な添付書類を添えて、入札参加申込書と併せて企業長に申請するものとする。その結果、免除の承認を受けた者は、入札保証金を免除するものとする。

14 支払条件

(1) 前払金

有（請負代金額の40パーセント以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 部分払

無

15 その他

(1) 入札参加資格審査結果通知書の交付を受けた者でも、入札を義務付けるものではない。また、入札当日までに入札参加資格に該当しなくなった者及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止の措置を受けた者は、入札に参加することができない。

(2) 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程、当企業団建設工事標準請負契約約款、入札心得書、設計図書及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

(3) この告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申込書、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札保証金納付者は、入札保証金預り書を入札受付時に提示しなければならない。

16 問い合わせ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団庶務課財政担当

電話番号049（283）1957 内線510・511・514